

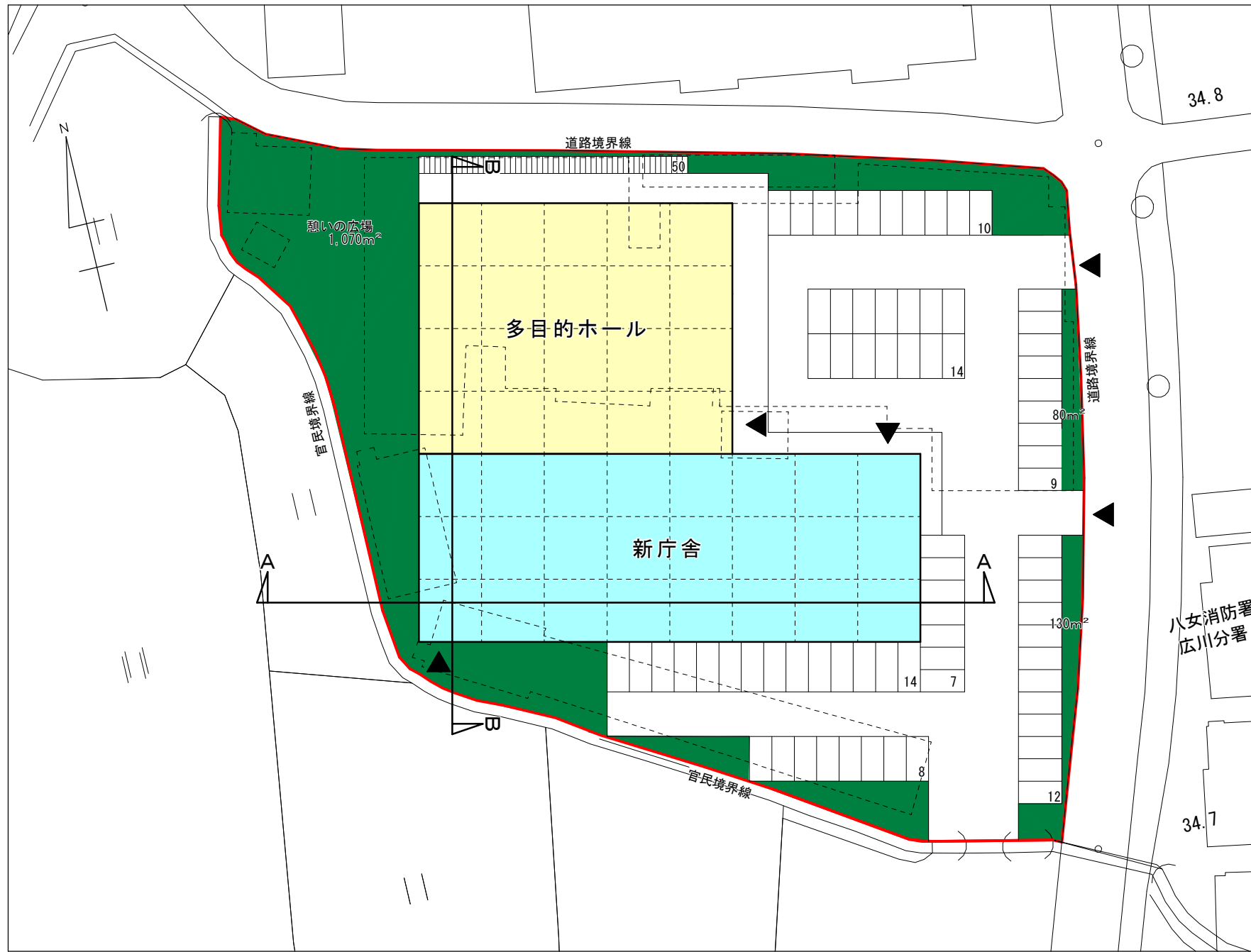
資 料

目 次

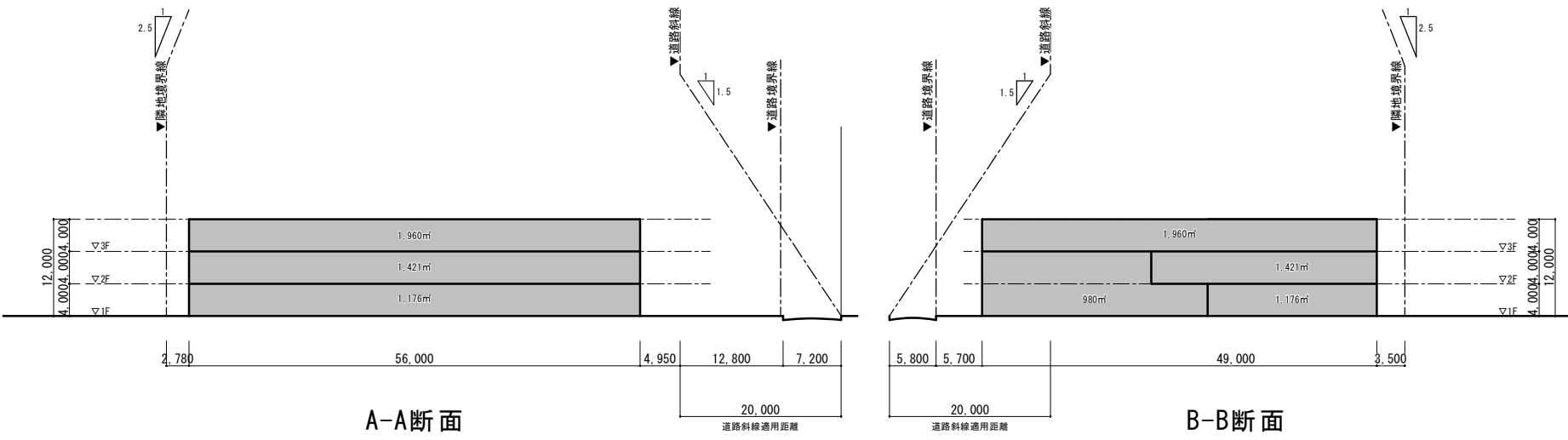
1. 各ゾーニング検討・・・・・・・・・・・・・・・・	資料- 1
2. 来庁者アンケート調査結果・・・・・・・・	資料- 5
3. ライフサイクルコストについて・・・・・・・・	資料- 7
4. 広川町庁舎建設委員会設置条例・・・・・・・・	資料- 10
5. 広川町庁舎建設委員会委員名簿・・・・・・・・	資料- 11
6. 広川町庁舎建設委員会会議・・・・・・・・	資料- 12
7. 広川町庁舎建設検討会議要綱・・・・・・・・	資料- 13
8. 広川町庁舎建設作業部会設置要綱・・・・・・・・	資料- 14
9. 広川町公共施設複合化等検討プロジェクトチーム設置要綱	資料- 15

ゾーニング検討

一体型低層案 配置図 S = 1 / 600



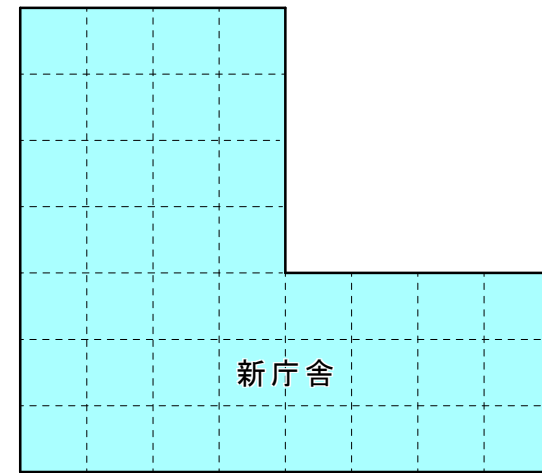
断面図 S = 1 / 800



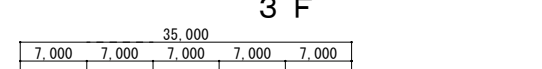
A-A断面

B-B断面

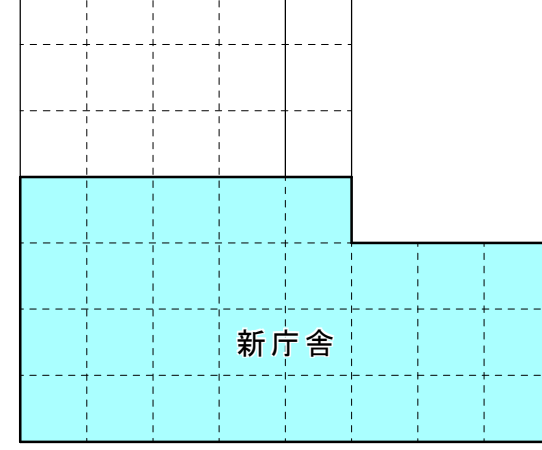
各階平面図 S = 1 / 800



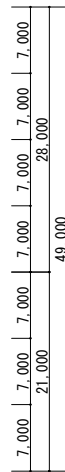
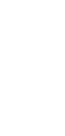
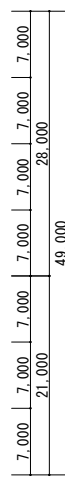
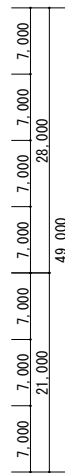
3 F



2 F



1 F



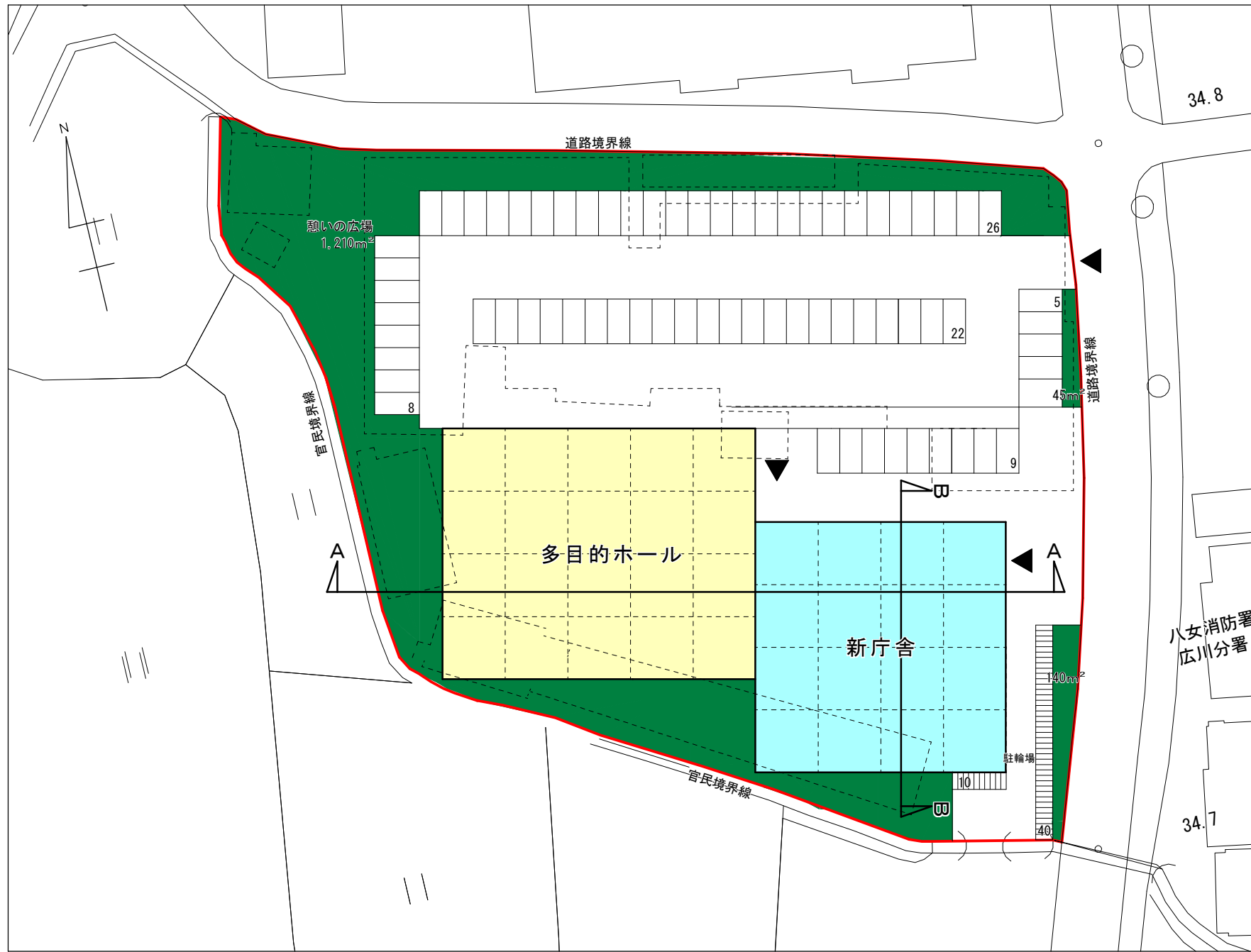
用途地域：非線引き都市計画区域
 容積率／建ぺい率：200％／70％
 敷地面積：5,694㎡
 建築面積：2,156㎡ (建ぺい率39.2％)
 延床面積：5,537㎡ (容積率97.2％)
 庁舎：4,557㎡
 付加機能：980㎡
 階数：地上3階

緑化面積：1,280㎡ (緑化率22.4％)
 緑化必要面積：171㎡ (敷地面積×3％)

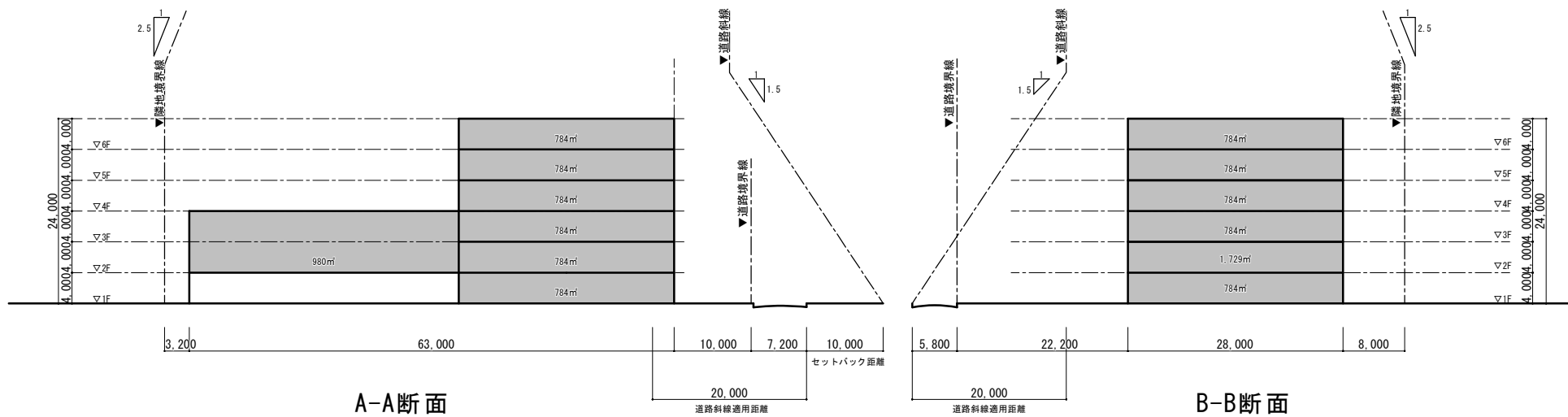
駐車場台数 計74台
 駐輪場台数 計50台想定
 ホール座席数 460席

ゾーニング検討

一体型中高層案 配置図 S = 1 / 600



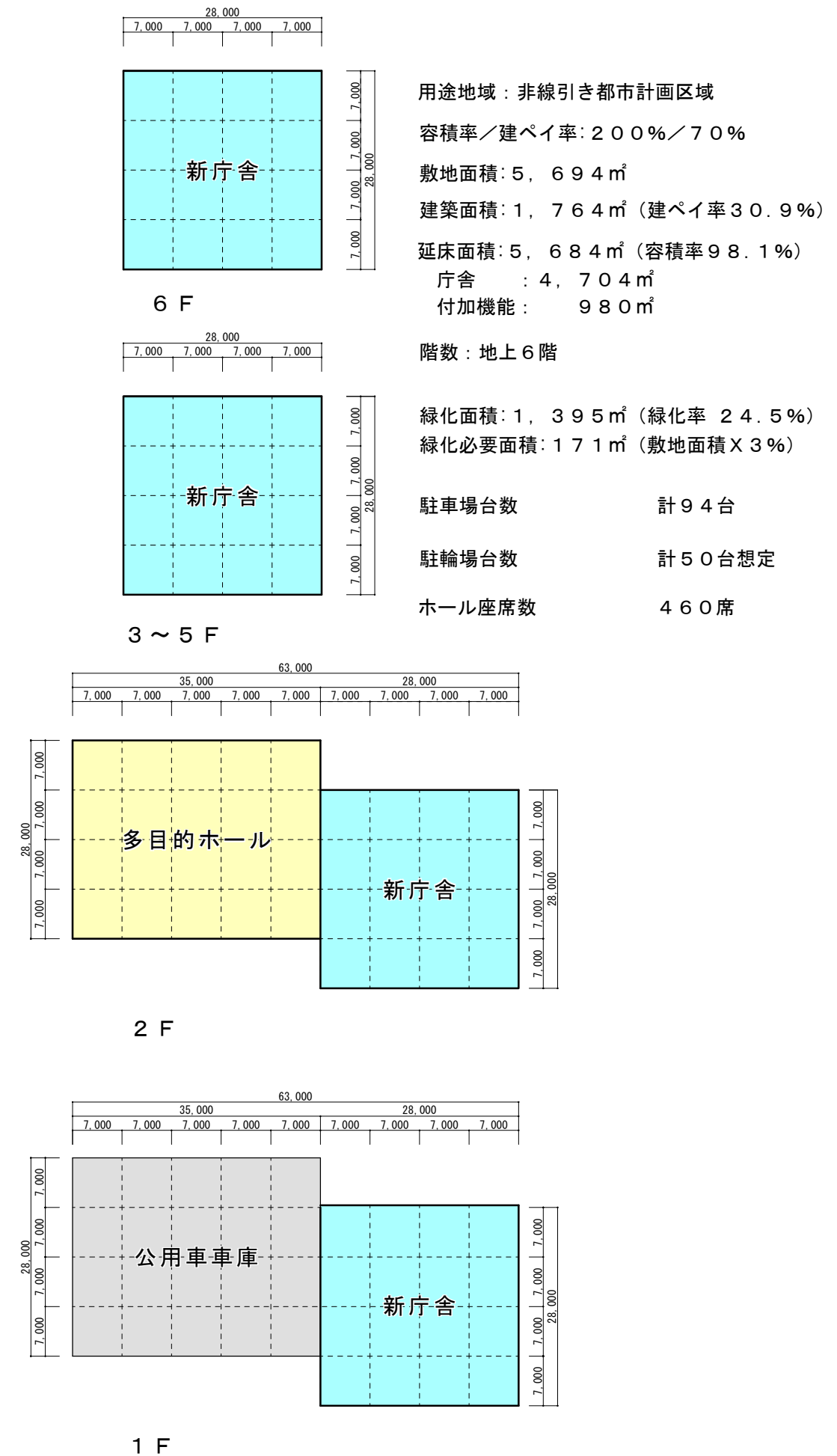
断面図 S = 1 / 800



A-A断面

B-B断面

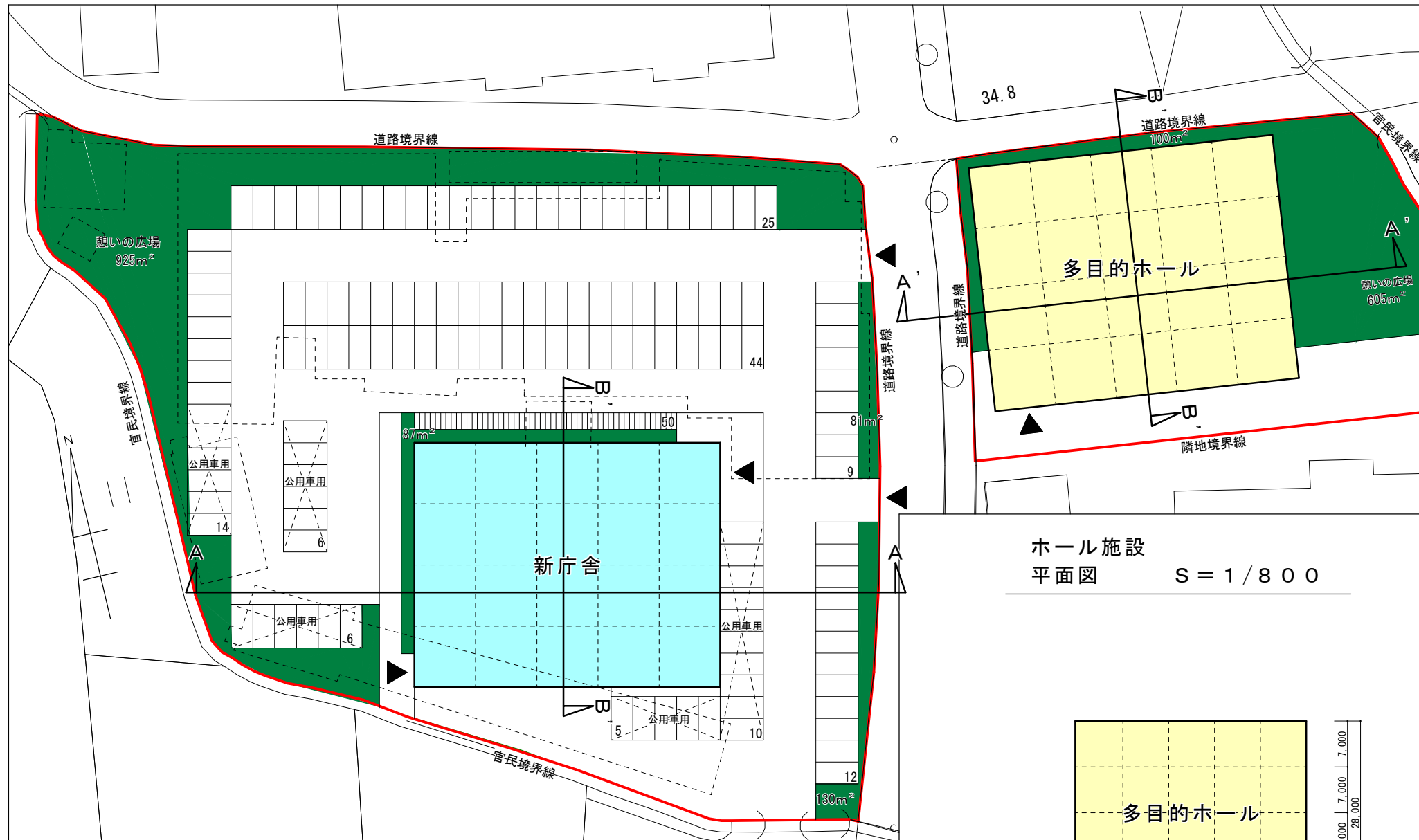
各階平面図 S = 1 / 800



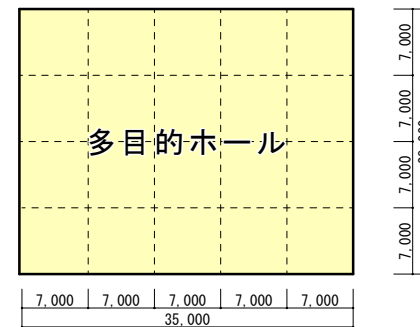
用途地域：非線引き都市計画区域
 容積率／建ぺい率：200%／70%
 敷地面積：5,694m²
 建築面積：1,764m² (建ぺい率 30.9%)
 延床面積：5,684m² (容積率 98.1%)
 庁舎：4,704m²
 付加機能：980m²
 階数：地上6階
 緑化面積：1,395m² (緑化率 24.5%)
 緑化必要面積：171m² (敷地面積 X 3%)
 駐車場台数 計94台
 駐輪場台数 計50台想定
 ホール座席数 460席

ゾーニング検討

分棟型中高層案 新庁舎 配置図 S=1/600

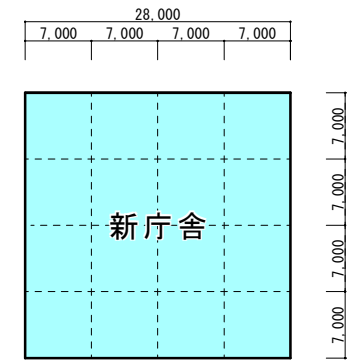


ホール施設
平面図 S=1/800

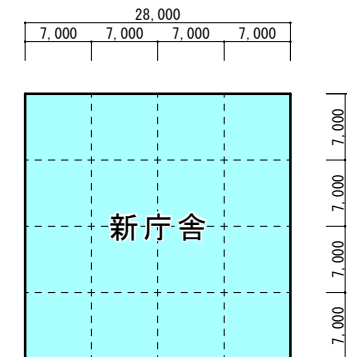


1 F

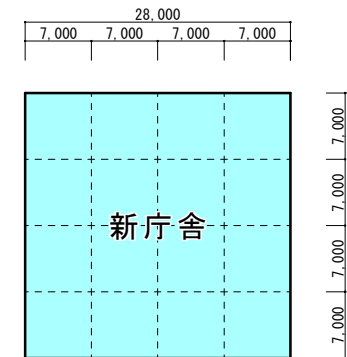
新庁舎施設
各階平面図 S=1/800



6 F



2 ~ 5 F



1 F

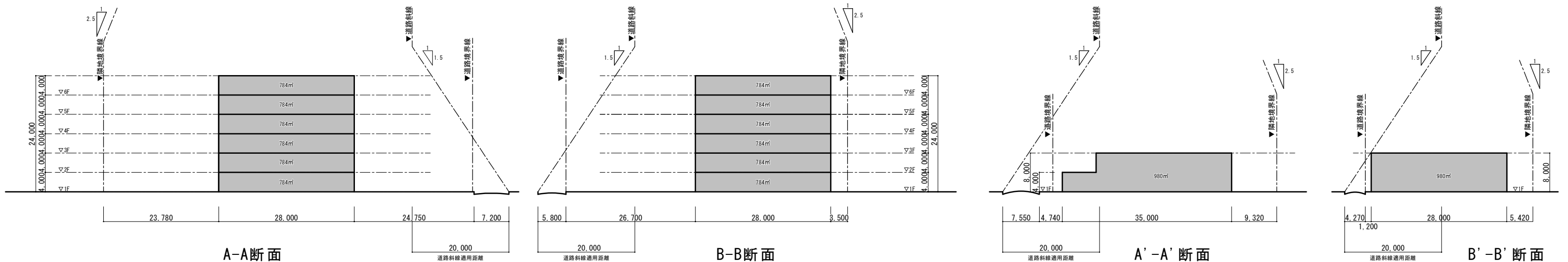
現地位置敷地
用途地域：非線引き都市計画区域
容積率/建ぺい率：200%/70%
敷地面積：5,694m²
建築面積：784m² (建ぺい率13.7%)
延床面積：4,704m² (容積率82.6%)
階数：地上6階
緑化面積：1,223m² (緑化率21.4%)
緑化必要面積：171m² (敷地面積×3%)

駐車台数 計131台
駐輪台数 計50台想定

武徳館敷地
用途地域：非線引き都市計画区域
容積率/建ぺい率：200%/70%
敷地面積：2,097m²
建築面積：980m² (建ぺい率46.7%)
延床面積：980m² (容積率46.7%)
階数：地上1階
緑化面積：705m² (緑化率33.6%)
緑化必要面積：対象外

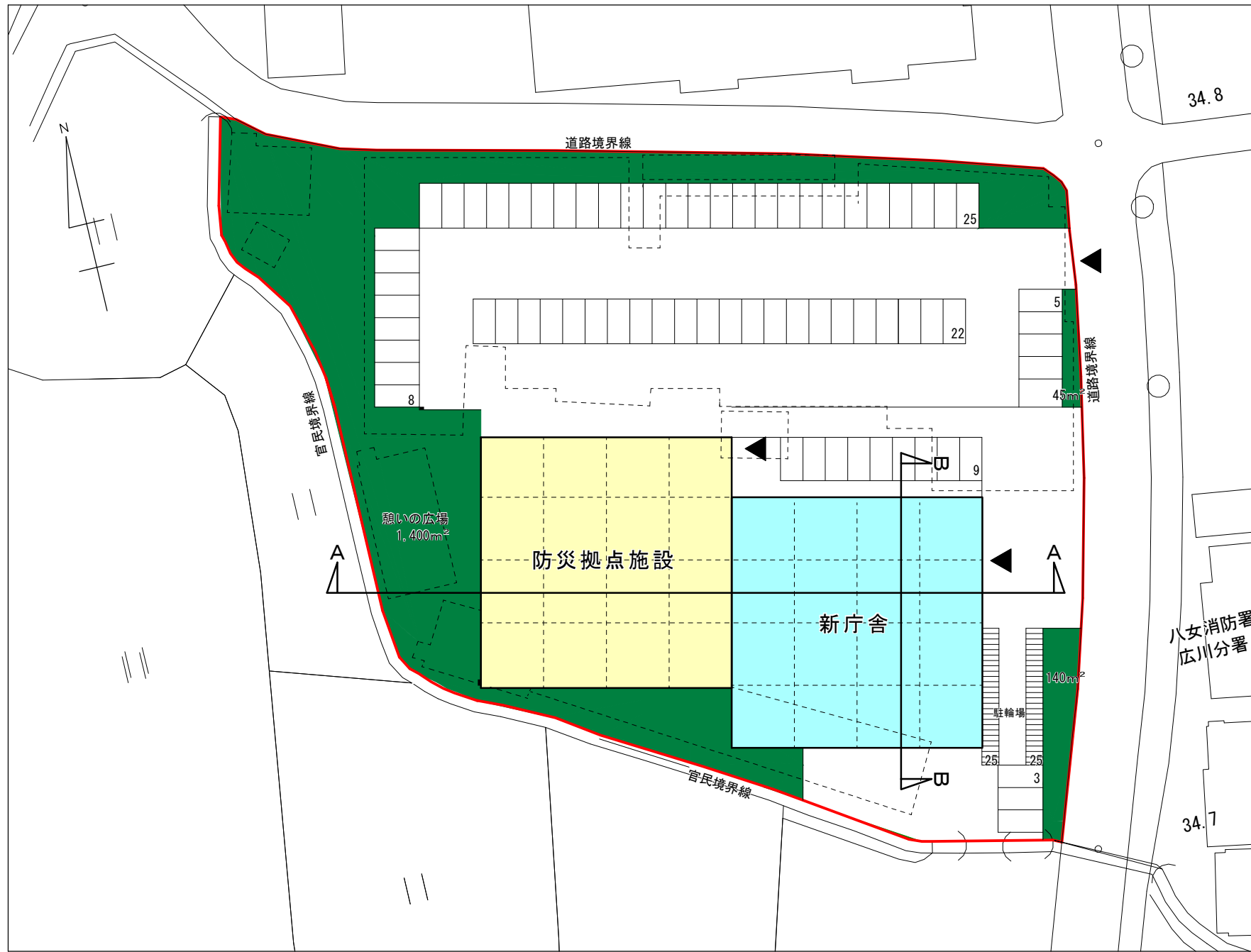
駐車台数 計0台
駐輪台数 計0台
※周辺の公有地を利用
ホール座席数 460席

断面図 S=1/800

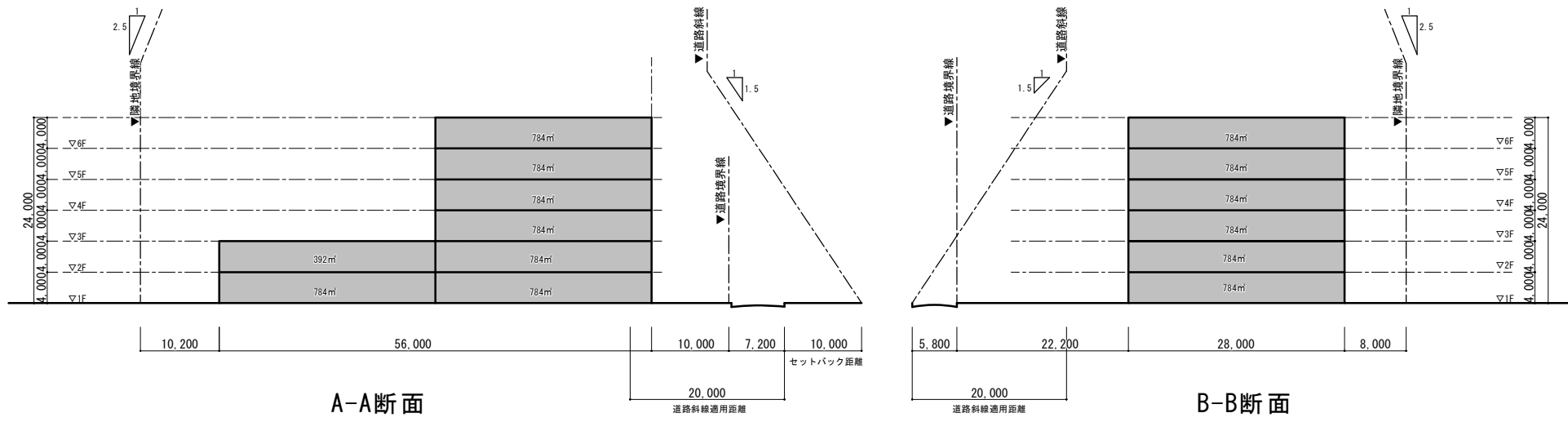


ゾーニング検討

一体型防災拠点施設案 配置図 S = 1 / 600



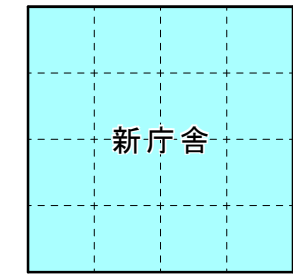
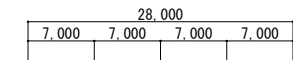
断面図 S = 1 / 800



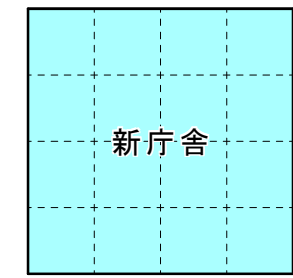
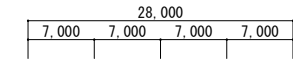
A-A断面

B-B断面

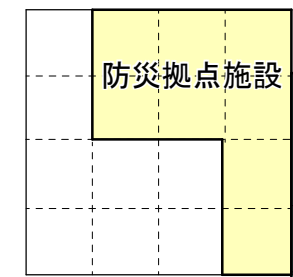
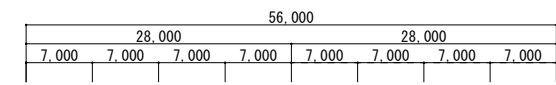
各階平面図 S = 1 / 800



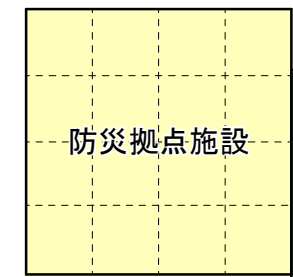
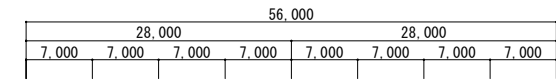
6 F



3 ~ 5 F



2 F



1 F

用途地域：非線引き都市計画区域
 容積率／建ぺい率：200％／70％
 敷地面積：5,694㎡
 建築面積：1,568㎡（建ぺい率27.5％）
 延床面積：5,880㎡（容積率103.2％）
 庁舎：4,704㎡
 付加機能：1,176㎡
 階数：地上6階

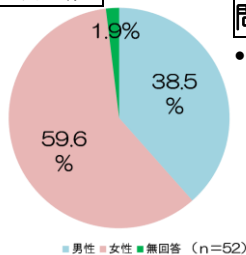
緑化面積：1,960㎡（緑化率34.4％）
 緑化必要面積：171㎡（敷地面積×3％）
 駐車場台数 計72台
 駐輪場台数 計50台想定
 ホール収容人数 200人

2. 来庁者アンケート調査結果

実施日時	平成30年1月16日(火)
調査対象	来庁者の内、協力の得られた方
調査方法	対面による聞き取り方式
回答票数	52票

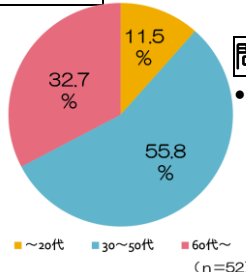
〈属性〉性別（調査員が目視で判断）

- 「女性」の回答者が多く、約6割を占める。
- 「男性」は約4割。



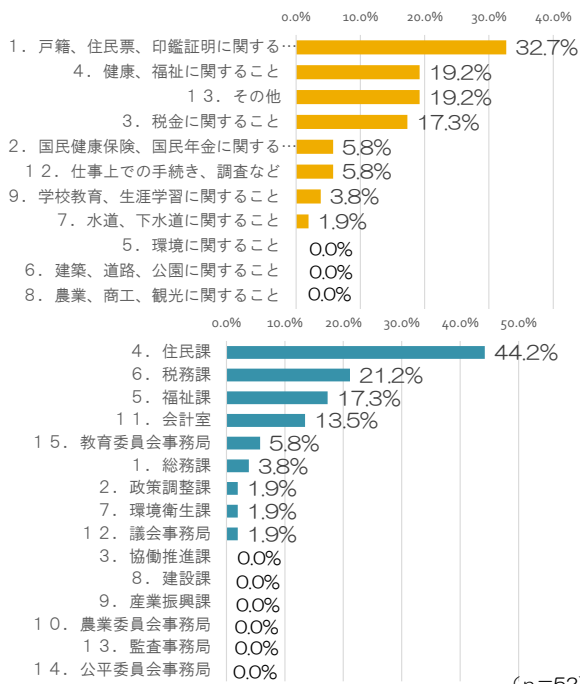
〈属性〉年代（調査員が目視で判断）

- 「30～50代」が最も多く半数以上を占める。
- 「～20代」も約1割の回答を得ることが出来た。



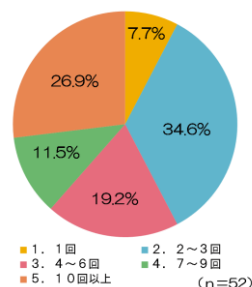
問1 役場を訪れた目的・部課

- 「1. 戸籍、住民票、印鑑証明に関すること」が最も多く約3割を占め、同様に「4. 住民課」を利用する方が最も多い。



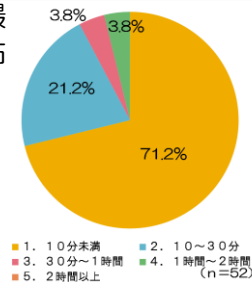
問2 この1年間に役場を訪れた回数

- 「2. 2～3回」が最も多い。



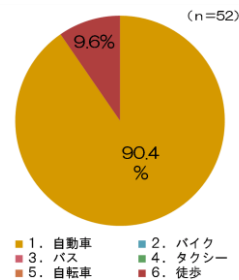
問3 用事を済ませるのにかった時間

- 「1. 10分未満」が最も多く7割以上を占める。



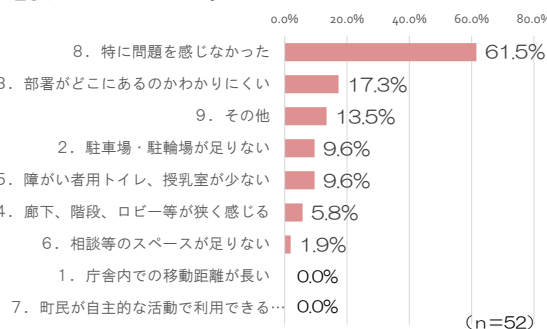
問4 役場を訪れた交通手段

- 「1. 自動車」が最も多く9割以上を占める。



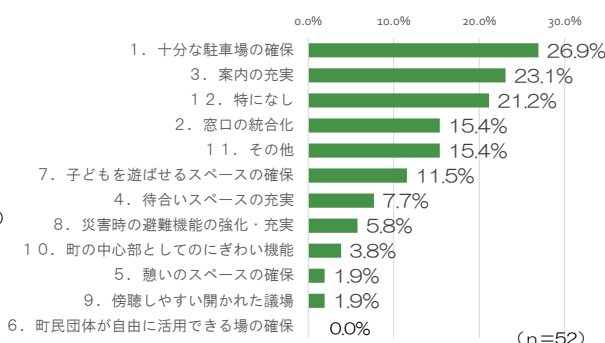
問5 現庁舎の施設面・環境面で感じること

- 「8. 特に問題を感じなかった」が最も多く6割以上を占める。



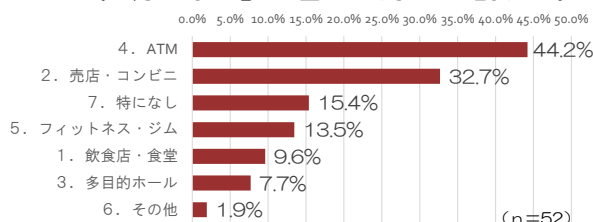
問6 新庁舎に期待する機能・サービス

- 「1. 十分な駐車場の確保」が最も多い。
- 「1 2. 特になし」と答えた方も2割。



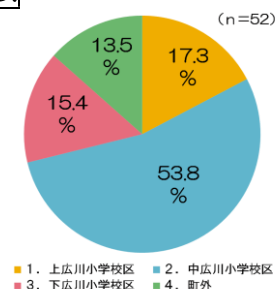
問7 併設や新庁舎周辺に求める機能

- 「4. ATM」が最も多く4割以上を占める。
- 「7. 特になし」と答えた方も1割以上。



問8 お住まいの地域

- 「2. 中広川小学校区」が最も多く約半数を占めている



調査票

来庁者アンケート調査票

(1) 現在の庁舎についてお伺いします。

質問1：あなたが役場を訪れた目的・部課は何ですか。 ※複数回答可

目的	1. 戸籍、住民票、印鑑証明に関すること	2. 国民健康保険、国民年金に関すること
	3. 税金に関すること	4. 健康、福祉に関すること
部課名	5. 環境に関すること	6. 建築、道路、公園に関すること
	7. 水道、下水道に関すること	8. 農業、商工、観光に関すること
	9. 学校教育、生涯学習に関すること	10. 自治会や地域のこと
	11. 議会の傍聴	12. 仕事上での手続き、調査など
	13. その他 ()	
	1. 総務課 / 2. 政策調整課 / 3. 協働推進課 / 4. 住民課 / 5. 福祉課 / 6. 税務課 /	
	7. 環境衛生課 / 8. 建設課 / 9. 産業振興課 / 10. 農業委員会事務局 / 11. 会計室 /	
	12. 議会事務局 / 13. 監査事務局 / 14. 公平委員会事務局 / 15. 教育委員会事務局	

質問2：あなたはこの1年間に、何回役場を訪れましたか。

1. 1回 / 2. 2~3回 / 3. 4~6回 / 4. 7~9回 / 5. 10回以上

質問3：あなたは用事を済ませるために、どれくらいの時間がかかりましたか。

1. 10分未満 / 2. 10~30分 / 3. 30分~1時間 / 4. 1時間~2時間 / 5. 2時間以上

質問4：主にどのような交通手段で役場を訪れましたか？

1. 自動車 / 2. バイク / 3. バス / 4. タクシー / 5. 自転車 / 6. 徒歩 / 7. その他 ()

質問5：役場を訪れて、施設面・環境面でどのように感じましたか。 ※2つまで回答可能

1. 庁舎内での移動距離が長い	2. 駐車場・駐輪場が足りない
3. 部署がどこにあるのかわかりにくい	4. 廊下、階段、ロビー等が狭く感じる
5. 障がい者用トイレ、授乳室が少ない	6. 相談等のスペースが足りない
7. 町民が自主的な活動で利用できる場所がない	8. 特に問題を感じなかった
9. その他 ()	

(2) 新庁舎についてお伺いします。

質問6：新たな庁舎に期待する機能・サービスについてお伺いします。 ※2つまで回答可

1. 十分な駐車場の確保	2. 窓口の統合化（一つの窓口で複数の用事を済ませられる）
3. 案内の充実（案内表示、又は案内人）	4. 待合スペースの充実
5. 憩いのスペースの確保	6. 町民団体が自由に活用できる場の確保
7. 子どもを遊ばせるスペースの確保	8. 災害時の避難機能の強化・充実
9. 傍聴しやすい開かれた議場	10. 町の中心部としてのにぎわい機能
11. その他 ()	

質問7：庁舎以外に、併設施設や庁舎周辺に求めるものについてお伺いします。 ※2つまで回答可

1. 飲食店・食堂 / 2. 売店・コンビニ / 3. 多目的ホール / 4. ATM / 5. フィットネス・ジム / 6. その他 ()

(3) 最後に、あなた自身についてお伺いします。

質問8：お住まいの地域はどちらですか。

1. 上広川小学校区 / 2. 中広川小学校区 / 3. 下広川小学校区 / 4. 町外

▼調査員が目視で判断して記入

性別： 男性 / 女性	年代： ~20代 / 30~50代 / 60代~	調査時刻： 10/11/12/13/14/15/16/17 時台
調査場所： 本庁舎 / 西庁舎 / 町民交流センター / その他 ()		

3. ライフサイクルコストについて

(1) 基本的な考え方

「平成17年度版 建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を参考に、新庁舎の維持管理費の概算を整理します。

なお、本参考資料においては、建築物の用途は事務所、学校、集合住宅の3つとなっており、このうち事務所において維持管理費がもっとも高額となっています。今回想定している庁舎施設は事務所の数値を採用して算出することとします。

また、面積によって3000形、15000形があり、今回の建築物については、想定規模に一番近い3000形を採用し、新庁舎の規模が5,700㎡であるため3000形に規模の補正を行い、5,700㎡に近い規模で検討しています。

鉄筋コンクリート造の建物は平成10年の「減価償却資産の耐用年数に関する大蔵省令」によると耐用年数は50年ですが、これは建物の寿命を示すものではありません。

一般に、鉄筋コンクリート造の寿命は65年以上あるといわれており、今回は、65年で維持管理費を算出することとします。

(2) 維持管理費の定義

『平成17年度版 建築物のライフサイクルコスト』では、運用管理コストの内訳として、保全コスト、修繕コスト、改善コスト、運用コスト、一般管理・運用支援コストとしています。

(3) 運用管理コストの概算

1) 修繕コスト以外の運用管理コスト

事務所における修繕コスト以外の運用管理コストは以下のようになっています。

コスト区分		面積当たり単価	
保全コスト	法令点検・定期点検保守・運転・日常点検保守コスト	1,744	
	清掃コスト	924	
	保安コスト	635	
	経常的修繕	1-5年	313
		6-10年	507
		11-15年	881
		16-20年	661
21-30年		946	
	31年以降	887	
改善コスト		404	
運用コスト		1,067	
一般管理コスト		1,164	
運用支援コスト		970	

上記の物価変動及び設備機器の性能を考慮し指数等を使用して補正を行います。

2) 修繕コスト

修繕コストについては、概算用データベース（事務所 3000形・Case2）に示されている修繕コストを基に、物価の変動を反映するために指数（建設物価指数月報（建設物価調査会）（事務所、RC））を使用して行っています。

▼ 建築の修繕コストの運用管理コスト（円/㎡）

区分	項目	年数													合計
		1 5	6 10	11 15	16 20	21 25	26 30	31 35	36 40	41 45	46 50	51 55	56 60	61 65	
屋根	修繕	25	193	25	172	25	20	25	172	25	193	25	193	0	1,094
	更新	0	0	0	364	0	2,136	0	364	0	0	0	0	0	2,864
	合計	25	193	25	536	25	2,157	25	536	25	193	25	193	0	3,958
外部	修繕	0	344	0	344	0	344	0	269	0	344	0	344	0	1,989
	更新	0	0	1,828	0	0	1,828	0	2,653	1,828	0	0	0	0	8,138
	合計	0	344	1,828	344	0	2,172	0	2,922	1,828	344	0	344	0	10,127
建具	修繕	490	490	490	490	490	216	490	315	490	490	490	490	0	5,434
	更新	0	0	0	0	0	2,417	0	7,094	0	0	0	0	0	9,511
	合計	490	490	490	490	490	2,633	490	7,408	490	490	490	490	0	14,944
内部仕上	修繕	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	62
	更新	0	0	0	0	0	778	0	0	0	0	0	0	0	778
	合計	0	10	0	10	0	788	0	10	0	10	0	10	0	840
内部雑	修繕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	515	1,038	2,344	1,381	515	7,750	515	10,877	2,344	1,038	515	1,038	0	29,869	

▼ 電気設備の修繕コストの運用管理コスト（円/㎡）

区分	項目	年数													合計
		1 5	6 10	11 15	16 20	21 25	26 30	31 35	36 40	41 45	46 50	51 55	56 60	61 65	
受変電	修繕	440	794	1,487	794	440	440	440	794	1,487	794	440	794	440	9,587
	更新	0	0	0	0	0	13,476	0	0	0	0	0	0	0	13,476
	合計	440	794	1,487	794	440	13,916	440	794	1,487	794	440	794	440	23,063
発電・静止形電源	修繕	421	3,090	1,579	2,863	775	2,648	421	3,844	421	3,267	775	2,736	354	23,196
	更新	0	0	0	6,243	12,088	4,658	0	6,243	0	12,088	0	0	0	41,319
	合計	421	3,090	1,579	9,106	12,863	7,306	421	10,087	421	15,355	775	2,736	354	64,516
電力	修繕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通信・情報	修繕	455	465	465	10	455	465	465	10	455	465	465	455	10	4,639
	更新	0	0	0	4,472	0	0	0	4,472	0	0	0	0	0	8,945
	合計	455	465	465	4,482	455	465	465	4,482	455	465	465	455	10	13,584
通信・情報（防災）	修繕	136	136	136	0	136	136	136	0	136	136	136	136	0	1,361
	更新	0	0	0	1,678	0	0	0	1,678	0	0	0	0	0	3,356
	合計	136	136	136	1,678	136	136	136	1,678	136	136	136	136	0	4,717
避雷・屋外	修繕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	0	0	0	236	0	0	0	0	236	0	0	0	472
	合計	0	0	0	0	236	0	0	0	0	236	0	0	0	472
合計	1,012	3,691	2,180	15,267	13,690	7,907	1,022	16,248	1,012	16,192	1,376	3,327	364	83,289	

▼ 機械設備の修繕コストの運用管理コスト（円/㎡）

区分	項目	年数													合計
		1 5	6 10	11 15	16 20	21 25	26 30	31 35	36 40	41 45	46 50	51 55	56 60	61 65	
空調	修繕	4,163	13,113	4,791	3,593	5,564	11,106	5,309	4,995	3,645	11,712	6,711	13,285	2,737	90,723
	更新	0	0	8,976	23,359	11,185	9,632	0	23,359	8,976	11,185	0	0	0	96,672
	合計	4,163	13,113	13,768	26,952	16,749	20,737	5,309	28,353	12,621	22,897	6,711	13,285	2,737	187,395
換気	修繕	206	853	468	206	206	853	468	206	206	853	468	605	311	5,911
	更新	0	0	0	712	0	0	0	712	0	0	0	0	0	1,424
	合計	206	853	468	918	206	853	468	918	206	853	468	605	311	7,335
自動制御	修繕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	0	6,433	0	0	6,433	0	0	6,433	0	0	0	0	19,298
	合計	0	0	6,433	0	0	6,433	0	0	6,433	0	0	0	0	19,298
給排水衛生	修繕	604	1,852	1,028	1,391	744	533	885	1,531	747	1,712	1,025	1,639	421	14,110
	更新	0	0	0	540	0	7,930	0	2,852	0	0	0	0	0	11,322
	合計	604	1,852	1,028	1,931	744	8,463	885	4,382	747	1,712	1,025	1,639	421	25,432
消火	修繕	0	65	19	0	0	65	19	0	0	65	19	65	0	315
	更新	0	0	0	528	0	2,221	0	528	0	0	0	0	0	3,276
	合計	0	65	19	528	0	2,286	19	528	0	65	19	65	0	3,591
合計	4,973	15,883	21,715	30,329	17,699	38,772	6,681	34,181	20,007	25,527	8,222	15,595	3,468	243,052	

以上の条件を整理し、維持管理費の概算を算出します。新庁舎を建設する場合、年間の維持管理費を合せたライフサイクルコストは以下のように算出できます。

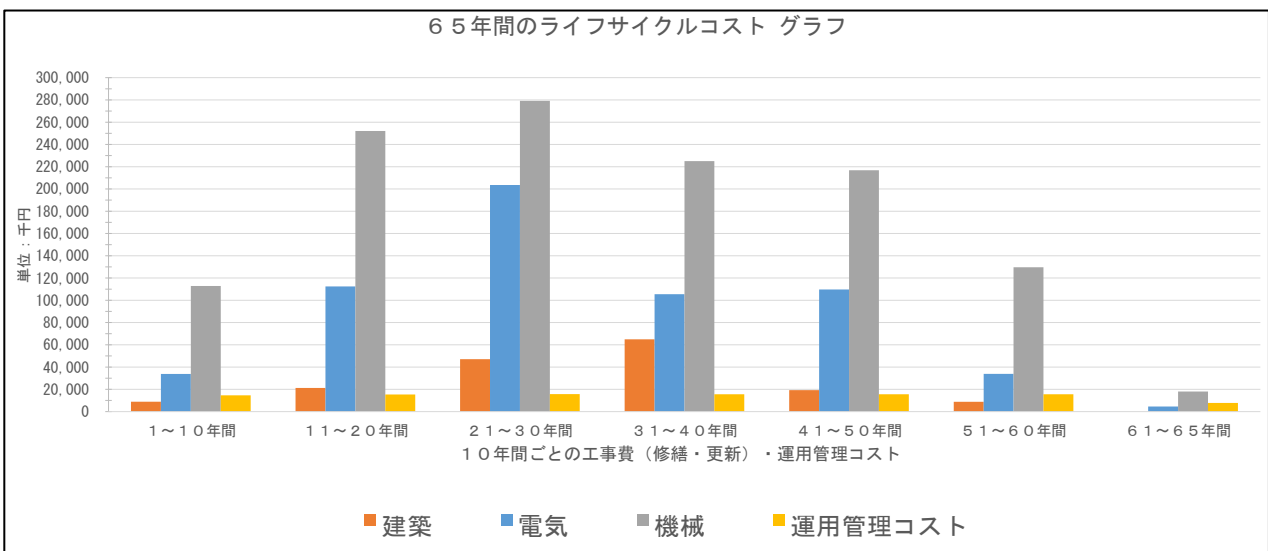
単位：千円

経過年数	1～10年間	11～20年間	21～30年間	31～40年間	41～50年間	51～60年間	61～65年間	ライフサイクルコスト総合計
運用管理コスト	14,636	15,358	15,708	15,590	15,590	15,590	7,795	270,472
更新・修繕費・機械	建築	8,855	21,230	47,115	64,935	19,275	0	170,205
	電気	33,845	112,450	203,595	105,470	109,720	33,905	603,570
	機械	112,850	252,095	279,190	225,015	216,845	129,645	1,233,645
ライフサイクルコスト年度別合計	170,186	401,133	545,608	411,010	361,430	187,935	30,385	2,107,687

▼維持管理費の算出結果

65年間のライフサイクルコスト※ 総工事費 約21億円

※ライフサイクルコストとは、生涯費用といい、建築物の企画・設計、建設、運用管理及び解体再利用までの建物の生涯かかる全期間の費用をいいます。



4. 広川町庁舎建設委員会設置条例

平成29年3月7日

条例第11号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、広川町庁舎建設委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、庁舎の建設に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町内各種団体代表
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱をされたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認められたときには、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 報酬の額については別表のとおりとし、その他の規定については広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年広川町条例第5号)の例による。なお、第3条第1号に定める委員の報酬は支給しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	報酬の額
庁舎建設委員会委員	日額 4,500円

5. 広川町庁舎建設委員会委員名簿

広川町庁舎建設委員会設置条例第3条 15名以内で構成

条例根拠	氏名	所属
第1号委員 町議会議員	野田 成幸	町議会
	光益 良洋	町議会
	丸山 修二	町議会
第2号委員 各種団体代表	古閑 孝博	区長会
	前任：古賀 秀之 後任：野中 敏徳	区長会
	大藪 誠也	区長会
	高鍋 伸彦	民生委員・児童委員協議会
	松本 一義	身体障害者福祉協会
	山崎 里枝子	教育委員会
	丸山 繁高	社会教育委員の会
	角田 昭一郎	消防団
	高鍋 一正	商工会
	大石 義勝	農業委員会
	合原 るみ	産業医
第3号委員 その他	飯田 潤一郎	副町長
事務局長	丸山 英明	総務課長
事務局次長	丸山 信夫	政策調整課長
	樋口 信吾	建設課長
事務局	原野 昌文	法制担当係長
	樋口 義明	建築担当係長
	鹿田 健	総務課参事
	猪口 和博	財政係
	野田 比呂	財政係
	宮崎 義大	財政係

6. 広川町庁舎建設委員会会議

日時	会議	検討内容
平成29年10月5日	第1回庁舎建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現庁舎の現状とこれまでの経緯について ・ 庁舎建設に係る推進体制について ・ 庁舎建設に係るスケジュールについて ・ 参考事例等紹介
平成29年12月21日	第2回庁舎建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現庁舎の課題について ・ 建替えの必要性について ・ 建設場所の検討について ・ 基本理念・方針について ・ 策定スケジュールについて ・ 先進事例について
平成30年1月30日	第3回庁舎建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現庁舎の現状と課題について ・ 基本理念・方針について ・ 必要機能と規模について ・ 候補地の検討について
平成30年3月23日	第4回庁舎建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎の導入機能について ・ 新庁舎の規模の検討について ・ 概算事業費の検討について ・ 付加機能の検討について ・ ゾーニングの比較検討について ・ 建設スケジュールについて
平成30年4月27日	第5回建設委員会（視察）	下記の施設を視察 <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県三養基郡みやき町（防災庁舎） ・ 佐賀県佐賀市（窓口改善） ・ 福岡県宮筑後広域公園（スポーツジム） ・ 八女市上陽町農業活性化センター（ホール）
平成30年5月28日	第6回建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業手法の検討について ・ 基本計画の素案について ・ 答申について
平成30年6月28日	第7回建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点施設案の検討について ・ 事業手法の検討について ・ 基本計画（答申）のまとめについて ・ 基本計画の答申に添える付帯意見について
平成30年7月5日	委員長より広川町新庁舎建設基本計画答申	

7. 広川町庁舎建設検討会議要綱

改正 平成28年5月30日第68号

(設置)

第1条 広川町庁舎等の建設に関して必要な事項を調査検討するため、広川町庁舎等建設検討会議(以下「会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 庁舎等の建設に係る基本的事項に関すること。
- (2) 庁舎等の建設の候補地に関すること。
- (3) 庁舎等の建設規模に関すること。
- (4) 庁舎等の建設と財政計画との調整に関すること。
- (5) その他庁舎等の建設に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会の構成は、町長、副町長、教育長、各課長、局長、次長を持って構成する。

(会員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事項が終了するまでとする。

(会長等)

第5条 会に正副会長を置く。

- 2 会長は、町長とする。
- 3 副会長は、副町長とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務等)

第7条 会の庶務は、総務課財政係において処理する。

- 2 会の事務局として政策調整課政策調整係企画・法制担当係長、建設課都市計画係建築担当係長、総務課財政係長を充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年5月30日告示第68号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

8. 広川町庁舎建設作業部会設置要綱

平成 29 年 8 月 1 日
訓令第 3 号

(目的及び名称)

第 1 条 新庁舎等の建設についての現状及び問題点の把握、新庁舎の機能についての調査、研究、資料の収集及び分析を行うために広川町庁舎等建設作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 作業部会は主に次の各号に掲げる事項の検討を行い、広川町庁舎等建設検討会議へ報告を行うものとする。

- (1) 現庁舎の現状及び問題点の把握に関すること。
- (2) 新庁舎の機能等に関すること。
- (3) その他新庁舎の建設に関すること。

(設置期間)

第 3 条 作業部会の設置期間は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(作業部会)

第 4 条 作業部会の構成員は、議会事務局、総務課、会計室、政策調整課、住民課、福祉課、税務課、建設課、産業振興課、環境衛生課、協働推進課及び教育委員会事務局の職員から選出し、作業部会を組織するものとする。

- 2 作業部会の部会長は、政策調整課長とする。
- 3 部会長は、作業部会の事務を掌理するものとする。
- 4 作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
- 5 議長は、必要に応じて第 1 項に規定する以外の者を会議に出席させることができる。

(分科会の設置)

第 5 条 作業部会の所掌事項について資料収集及び分析などを行い、作業部会の討議に資するため、作業部会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の運営等に必要な事項は、別に定める

(作業部会の協力等)

第 6 条 作業部会の関係者は、目的達成のために相互に協力しなければならない。

(庶務)

第 7 条 作業部会の庶務は、総務課財政係がこれを行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長がこれを定める。

附則

この訓令は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

9. 広川町公共施設複合化等検討プロジェクトチーム設置要綱

平成 29 年 8 月 1 日
訓令第 4 号

(目的及び名称)

第 1 条 町内の公共施設の複合化の可能性や機能の検討等を行うため、「広川町公共施設複合化等検討プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームは主に次の各号に掲げる事項の検討を行い、庁舎等建設検討会議へ報告を行うものとする。

- (1) 公共施設の複合化・統廃合に関すること。
- (2) 公共施設の機能に関すること。
- (3) その他公共施設に関すること。

(設置期間)

第 3 条 プロジェクトチームの設置期間は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(構成員)

第 4 条 プロジェクトチームの構成員は、総務課、政策調整課、住民課、福祉課、建設課、産業振興課、協働推進課並びに教育委員会事務局の主査級以上の職員をもって構成する。

2 プロジェクトチームのリーダーは、総務課長とする。

3 リーダーは、プロジェクトチームの事務を掌理し、構成員を指揮し、又は監督する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて総務課長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要に応じて前条の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(関係者の協力等)

第 6 条 プロジェクトチームの関係者は、目的達成のために積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第 7 条 プロジェクトチームの庶務は、総務課財政係がこれを行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。